

第3次湖南省多文化共生推進プラン第3回策定委員会

日時：令和3年（2021年）10月27日（水）

14:00～16:00

場所：湖南省役所西庁舎 3階大会議室

Zoom参加可

開会

1 あいさつ

2 協議事項

（1）第3次湖南省多文化共生推進プランに対する意見集約・検討結果【当日資料】

（2）第3次湖南省多文化共生推進プラン（原案）について

（3）今後のスケジュールについて

（4）その他

第4回策定委員会： 月 日（ ）： ～

閉会

第3次湖南省多文化共生推進プラン素案に対する意見集約・検討結果

番号	質疑等	委員名	内容	対応
1	質問	甲斐委員	令和2年度分の外国人市民の在留資格別の内訳にある在留資格「技術・人文知識・国際業務」は8%だが平成28年分のグラフに表示していない理由を教えてください。	原案9頁 平成28年12月末現在では、在留資格「技術・人文知識・国際業務」は12名であり、「その他」として表示している。 令和2年の同時期では、在留資格「技術・人文知識・国際業務」は260名に増加したため、項目を追加した。
2	意見	長谷委員	外国人市民の多い小学校区について、その理由も記載してほしい。	原案10頁 10-13行 「地域により、外国人市民がたくさん集まる地域(集住地域)と、そうでない地域に分かれていくのは、全国的にもみられる傾向です。職場への通勤距離、家賃の相場等の住宅環境の他、外国人市民が集住する地域では、母語での生活がしやすくなり、より集住につながることを考えられ、一律ではない地域の実情に応じた外国人市民への取組が必要です。」を追加した。
3	意見	阿部委員長	外国人市民の居住地に偏りが見られるため、この辺りについて触れていただきたい。	原案10頁 12-13行 「一律ではない地域の実情に応じた外国人市民への取組が必要です。」を追加した。
4	意見	阿部委員長	滋賀県の市町村では、内閣府の「SDGs未来都市」に選定されたのは湖南省だけ。多文化共生のバックグラウンドであるSDGsについて、もう少し詳しい説明が欲しい。	原案14頁 「コラム② SDGs 未来都市について」を追加した。
5	意見	青木委員	文言の中に、一番比率の高い、ポルトガル語の通訳者を配置しているとか、もう少し配慮を入れるとより良い。	原案16頁 16-17行 「外国人市民比率の最も高い」を追加した。

第3次湖南省市多文化共生推進プラン素案に対する意見集約・検討結果

番号	質疑等	委員名	内 容	対応
6	意見	阿部委員 長	取組「生活オリエンテーション」を行う際、地域住民を交えるなど地域づくりにつなげてほしい。	原案 18 頁 施策⑥ 「転入者用の配布物については、市民として生活していく上で必要な情報を提供するとともに、国際協会や地域、企業等と連携し外国人市民への生活オリエンテーションを行います。」と記載している。
7	意見	阿部委員 長	日本語教室を無償ボランティアに頼っているのはいかなものか。	原案 19 頁 17-21 行 「また、令和元年(2019 年)6 月に「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、外国人市民の方や外国にルーツを持つ子どもをはじめ、日本語教育に関して国と自治体の責任が示されました。これを踏まえ、日本語教室の運営には指導者が欠かせないことから日本語指導ボランティア講座の実施を継続するとともに、外国人市民のニーズに応じた日本語および日本文化(生活文化を含む)を学習する機会の提供に努めます。」と記載している。
8	意見	船越副委 員長	災害時に外国人市民をどうフォローするかの取組に、健康福祉部の担当課が割合少ないように思う。	原案 29 頁(施策④)に健康福祉部を担当として記載している。 今後、健康福祉部局及び危機管理・防災課において災害時に外国人市民をフォローするよう庁内で調整したい。

第3次湖南省市多文化共生推進プラン素案に対する意見集約・検討結果

番号	質疑等	委員名	内 容	対応
9	意見	阿部委員長	国も自治体も日本語などの教育を押し付ける形にならないようにしてほしい。外国人市民の母語・母文化の学びの場を提供する必要性を強調してほしい。	<p>原案 30 頁 7-9 行 「多文化共生社会の実現のためには、外国人市民と日本人市民が互いの文化や習慣を認め合いながら、『共』に新しい湖南省の暮らしを『生』み出していく『共生』が必要となります。このことから、ここで暮らす外国人市民と日本人市民の双方が異文化理解を深めるための取組が必要です。」を追加した。</p> <p>原案 30 頁 18-21 行 「さらに、母語や母国の文化を学習し、家庭におけるコミュニケーション不足の解消や自らのルーツを学びながら地域コミュニティとのつながりを深める子ども向けの母語教室を行い、将来多文化共生の地域づくりのための日本人市民と外国人市民をつなぐコーディネーターや、また両方の立場のオピニオンリーダーといったキーパーソンとなる人材を育成していきます。」がある。</p>
10	意見	甲斐委員	基本方針にある「笑顔でいられる」言葉について、外国人市民が日本人と同じ生活(雇用の形態、言葉の習得、子どもの義務教育期間後の学歴の習得など)を送れる時に初めて可能になる。	<p>原案 33 頁のコラムを追加する。なお、原案 35 頁 9-14 行 「【市の役割】市は市民にとって最も身近な住民サービスを提供する基礎自治体です。そのため市民のニーズを把握し、外国人市民も日本人市民も共に笑顔で安心、安全な生活を送ることができるよう、庁内の連携を密にしながら、必要なサービスを積極的に提供することが求められます。</p> <p>また、就労、教育、防災、医療・福祉など広域的課題については、県や近隣市町と連携しながら取組を進める必要があります。」がある。</p>

第3次湖南省市多文化共生推進プラン素案に対する意見集約・検討結果

11	意見	阿部委員長	地域のなかで、日本人市民と外国人市民がどう融合していくのかが素案から抜け落ちている。	原案 33 頁のコラムを追加する。
12	意見	阿部委員長	一般市民に分かりやすい言葉遣いにしてほしい。英語を直訳した「多様性」「包摂性」が通じるかは疑問。	原案 44-45 頁 「用語解説」に記載する。
13	意見	中野委員	「外国語や外国文化を学ぶ機会の提供」は日本人を対象とし、「担い手となるキーパーソン」は外国人市民に近い日本人市民を対象としていると理解している。20～30歳代の目線で見ると、情報が届いていないのもったいない。ICTの活動やSNSをもう少し活用するようにしてほしい。今まで通り多文化共生の啓発をすると、今まで通りの人にしか届かない。	市のVチューバーとコラボができるかなど、庁内で議論する。
14	意見	甲斐委員	外国人市民の子どもの高等学校・大学の進学率や外国人の非正規雇用の比率など、不都合なデータも記載してほしい。	把握することは必要であるが、偏見につながる恐れもある為記載は差し控えたい。
15	意見	青木委員	学校現場ではスペイン語圏の相談が多々ある。ホームページやアプリで英語・中国語・韓国語・ポルトガル語の対応にスペイン語を加えてほしい。	ホームページやアプリの多言語化については、英語・中国語・韓国語が商品化されている。スペイン語を含んだ多言語については今後の課題である。

1
2
3
4 (原案)
5

6 湖南省多文化共生推進プラン

7 With  KONAN Plan III

8 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
9

10 ~ 参加から協働、そして創造へ ~

11 湖南省で生活するひとや働くひとなど、湖南省にかかわるすべてのひとが、
12 ちがう文化、ちがう生活習慣、ちがう価値観を共に（友に）学びあい、
13 理解しあい、尊重しあい、助けあいながら、コミュニケーションを大切に
14 した新しいきずなをつないでいくために、みんなで取り組むプランです。
15
16
17
18
19
20
21
22
23

24 令和4年（2022年）3月

25 湖南省
26
27

1 はじめに

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

令和4年(2022年)3月

27

湖南市長 生田 邦夫

28

1 策定委員を代表して

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

令和4年(2022年)3月

26

湖南省多文化共生推進プラン策定委員会

27

委員長 阿部 一郎

28

目 次

第1章 プラン策定の基本的な考え方

1. 背景・趣旨

2. 改訂の経緯

3. プランの位置づけ

4. 計画期間

第2章 外国人市民の概況等

1. 外国人市民の推移

2. 相談

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1. 多文化共生の意義

(1) 市民の人権意識の高揚

(2) 市民の異文化理解力や国際感覚の向上

(3) 全ての人にとって暮らしやすいまちづくり

(4) 地域の担い手づくりと新たな地域文化の創造

2. 基本方針とプランの体系

(1) 基本方針

(2) SDGs との関係性

(3) プランの体系

第4章 多文化共生施策の展開

1. 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援

(1) わかりやすい情報の提供

(2) 日本語および文化・慣習についての学習機会の提供

2. だれもが安心・安全に暮らすための生活支援

(1) 安心して教育・子育ての支援を受けられる環境の整備

(2) 安心して働くことができる環境の整備

(3) 安心して暮らせる環境の整備

(4) 安全に暮らすための災害時・感染症流行時の支援体制の整備

3. 国籍に関わらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり

- 1 (1) 多文化共生の地域づくりのための意識啓発
- 2 (2) 地域活動における社会参画支援、**連携・協働による地域活性化の推進**

3

4 第5章 多文化共生施策の推進

5 1. 施策の担い手（各主体の役割）

6 2. 計画の推進体制

7 3. 計画の管理と評価

8

9 資料

10 (1) アンケート結果（やさしい日本語について）

11 (2) アンケート結果（企業へのアンケートについて）

12 (3) 湖南省多文化共生社会の推進に関する条例

13 (4) 湖南省多文化共生推進プラン策定委員会運営規則

14 (5) 外国人への情報提供に係る多言語化等の方針

15 (6) プラン策定の経過

16 〈用語解説〉

第1章 プラン策定の基本的な考え方

1. 背景・趣旨

湖南省は、令和2年(2020年)末の外国人市民の比率が6.02%と県内市町で最も外国人比率の高いまちです。

以前は出入国を繰り返す外国人市民も多くいましたが、全国的にも最近では定住する傾向が見られることから、外国人市民も地域の一員として共に活動していくことが必要となっています。これまでも行政や湖南省国際協会をはじめとする関係団体などが連携し、多文化共生に向けた取組を行ってきましたが、今後はさらに企業や地域との連携に重点を置き、具体的地域に根ざした取組を行う必要があります。また、国籍や民族に関係なく、同じ地域で共に生活する市民としてお互いを理解し、協力し合う気持ちを持つことが大切で、湖南省市民憲章にも「たがいの人権を認め合い、思いやりのある」まちづくりを謳っています。

今回のプランの策定にあたり、見えてきた課題や、積み残しの施策について再考し、「参加交流から交流理解へ」「交流理解から協働へ」「協働から創造へ」の流れをつくり、道筋を示すことで、一人ひとりの個性と多様性が認められる社会、誰にとっても暮らしやすい新たな文化を生み出す湖南省をめざします。

2. 改訂の経緯

急増する外国人住民への施策の在り方が全国的な課題となりつつある中、平成18年(2006年)3月に総務省は地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知しました。これを契機に受けて、それぞれの市町村で地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情などを踏まえた具体的な施策と、その推進体制に関する指針・計画の策定が進められることになりました。

平成22年(2010年)4月に滋賀県が「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定し、国・県・市町村・企業・国際協会・NPO、そして県民がそれぞれ役割を担いながら多文化共生の地域づくりを進みめました。(令和2年(2020年)には第2次滋賀県多文化共生推進プランが策定されています。)

湖南省では平成24年(2012年)3月に「湖南省多文化共生社会の推進に関する条例」を制定し、あわせて「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan」を定め、国籍、民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重し、このまちの市民として共に生きていく多文化共生社会を推進してきました。

また、その後の経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の外国人住民の増加や国籍の構成変化などを踏まえ、「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan II」を平成29年(2017年)3月に策定しました。

国においては、平成30年(2018年)6月15日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)において、深刻な人手不足を背景に、外国人材の受け入れを拡大する方針が示されました。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定され、「外国人住民の増加・多国籍化、在留資格『特定技能』の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会情勢の変化」を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」改訂版(新プラン)を令和2年(2020年)9月に公表しました。

令和3年度(2021年度)に「湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan II」の5年間の計画期間が終了することから、総務省や滋賀県のプランと整合性を保ちながら、より実情に合ったプランとなるよう

1 改訂を行います。

2

3. プランの位置づけ

4 このプランは「湖南省多文化共生社会の推進に関する条例」により定められた多文化共生施策を総合的
5 かつ計画的に実施するための推進計画です。また、最上位計画である「第二次湖南省総合計画後期基本計
6 画」をはじめ、関連する個別計画との整合性を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響による
7 生活様式の変化、外国人市民の居住地の集住化（隔たり）、国の交付金を活用したICTの導入による相談
8 体制の充実、「湖南省SDGs未来都市計画」の策定等、当市における5年間の情勢変化にも対応した計画と
9 なるよう策定しました。

10

11 4. 計画期間

12 本計画の期間については、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）の5年間とします。な
13 お、その間著しい社会情勢などの変化があった場合には、必要に応じて見直すこととします。

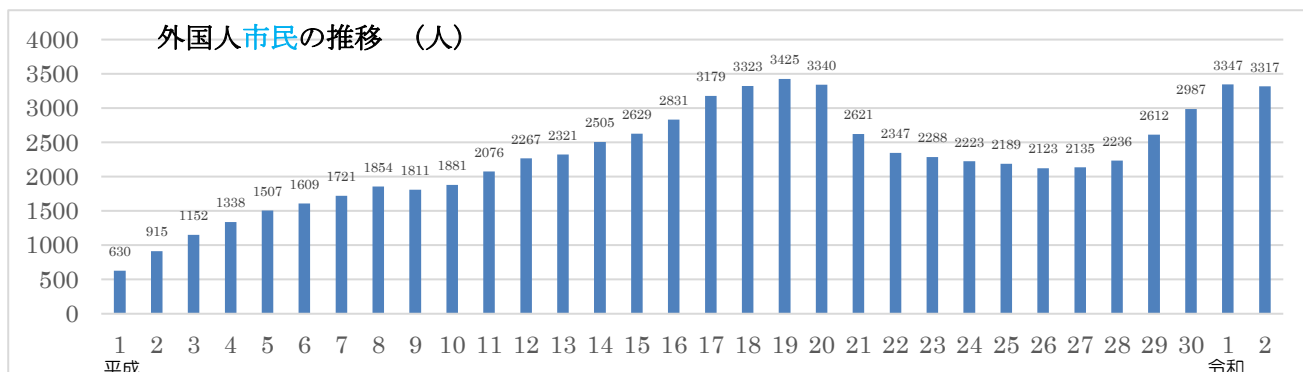
第2章 外国人市民の概況など

1. 外国人市民の推移

出入国管理及び難民認定法^{※1)}が平成2年(1990年)に改正されると、日系三世までが日本で就労可能となり、主にブラジルやペルーなど中南米諸国からの来日が全国的に増加しました。

湖南省においても、平成3年(1991年)には外国人市民が1,000人を、平成11年(1999年)には2,000人を、平成17年(2005年)には3,000人を超え、平成19年(2007年)に3,425人とピークを迎えました。

平成20年(2008年)秋に起きた世界的な経済危機の影響で外国人市民数の減少傾向が続いていましたが、近年はまた、上昇傾向がみられます。令和2年(2020年)には新型コロナウイルス感染症の影響により減少しました。なお、外国にルーツがある日本国籍保持者(帰化された方)は統計上、外国人市民には含まれません。



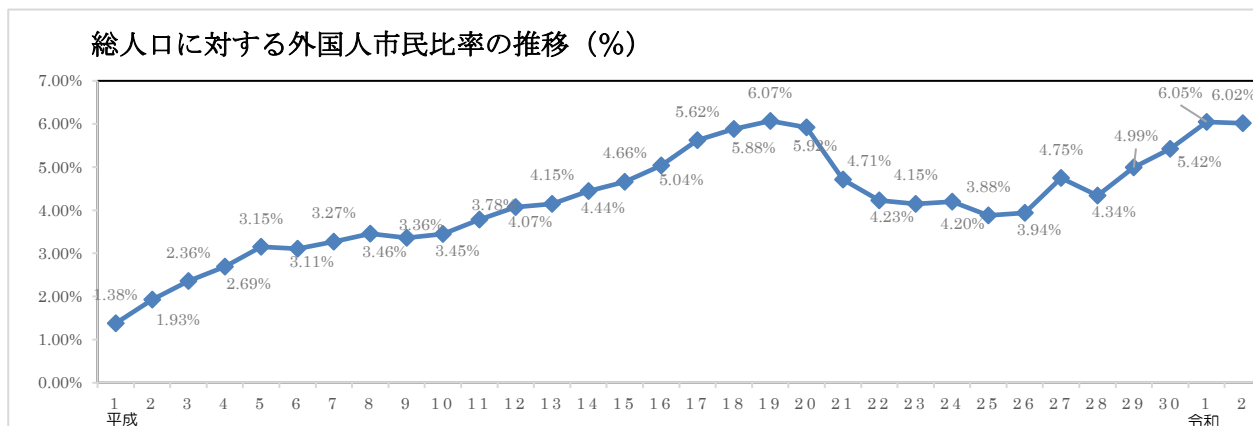
※平成元年(1989年)から平成16年(2004年)までは旧石部町・旧甲西町のデータを合計したもの

※数値は各年12月末現在

※1) 出入国管理及び難民認定法とは

出入国管理及び難民認定法とは、外国人の入国・上陸・在留・出国・退去強制、日本人の出国・帰国、難民の認定などについて規定する法律。1990年に改定されることにより、来日する日系人が増えはじめた

湖南省の総人口に対する外国人市民の比率は、平成元年(1989年)には1.38%でしたが、平成19年(2007年)末には、5.88%となり、県内市町で最も外国人市民比率の高いまちとなりました。平成21年(2009年)末を除き、平成19年(2007年)末以降、県内で最も外国人市民比率が高くなっています。



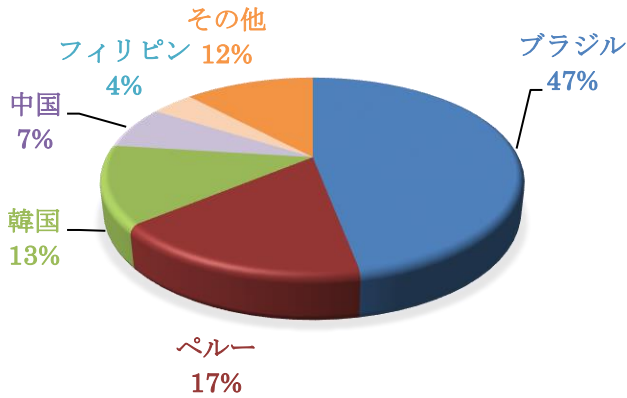
※平成元年(1989年)から平成16年(2004年)までは旧石部町・旧甲西町のデータを合計したもの

※数値は各年12月末現在

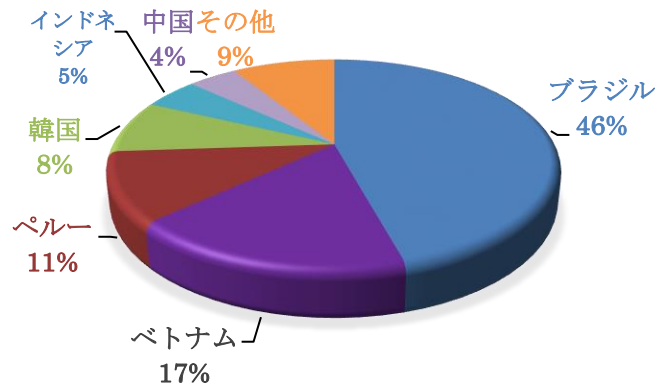
※(参考) 令和元年12月末現在の全国平均は2.3%

国籍別外国人市民の比率

1



※平成28年(2016年)5月1日現在



※令和3年(2021年)5月1日現在

2

ブラジルが46%で最も多く、ペルーと「その他」に含まれるスペイン語話者を合わせると、外国人市民の半分以上は南米系外国人市民ですが、近年はベトナムやインドネシアなどの東南アジアからの外国人市民が増えています。

3

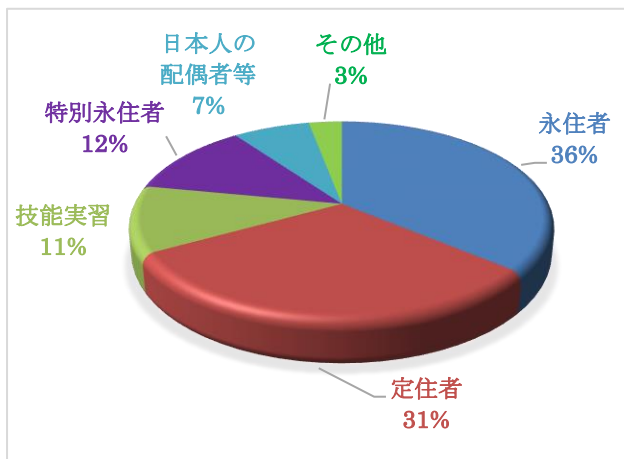
4

5

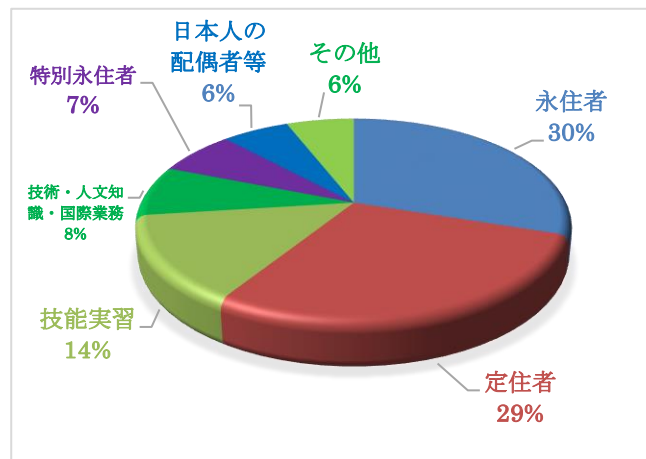
6

湖南省の外国人市民の在留資格別内訳

6



※平成28年(2016年)12月31日現在



※令和2年(2020年)12月31日現在

7

在留資格のうち永住者、定住者、日本人の配偶者等を合わせると64.65%になります。日系人の持っている在留資格は主にこの3つになります。技能実習生の在留資格で来日している外国人市民の多くは東南アジアから来ています。人数では、「技術・人文知識・国際業務」は12人から260人に、「技能実習」は261人から468人に増加しています。平成31年(2019年)4月に新たに創設された在留資格「特定技能」はその他に含まれ15人ですが、「その他」に含んでいます。

8

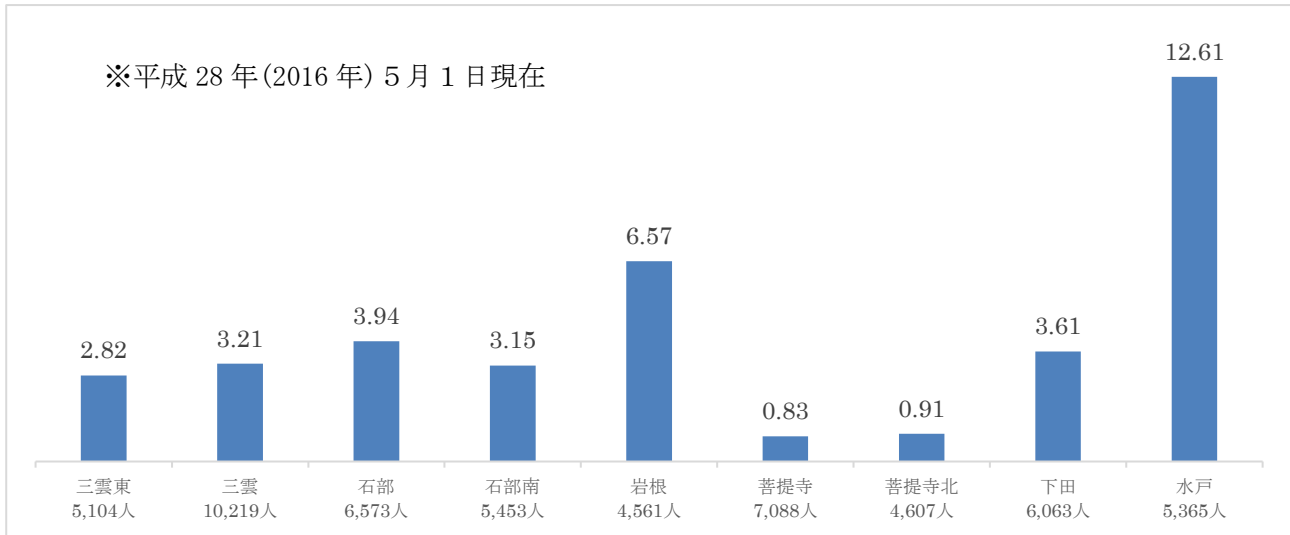
9

「技術・人文知識・国際業務」とは

理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動。国内外の大卒・短大以上や日本の専門学校卒(専門士)等の学歴要件等が有ります。

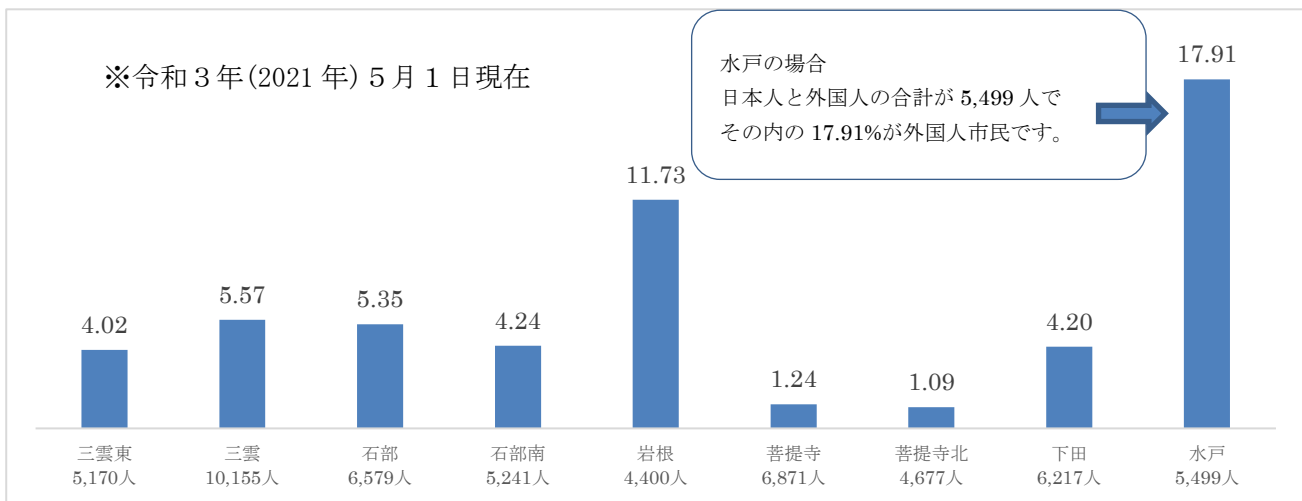
小学校区別人口と外国人市民比率

1



2

3



4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

小学校区別人口に対する外国人市民比率をみると、水戸小学校区が一番多く 17.91%、次いで岩根小学校区が 11.73%、三雲小学校区が 5.57%となっています。5 年前と比較すると、全体的に比率は高まっており、集住地域である水戸及び岩根ではより比率が高くなっていることが分かります。ただし、菩提寺小学校区、菩提寺北小学校区では 1%程度で、市内の外国人市民の居住状況は大きく差があることがわかります。

地域により、外国人市民がたくさん集まる地域(集住地域)と、そうでない地域に分かれていくのは、全国的にもみられる傾向です。職場への通勤距離、家賃の相場等の住宅環境の他、外国人市民が集住する地域では、母語での生活がしやすくなり、より集住につながるものが考えられ、一律ではない地域の实情に応じた外国人市民への取組が必要です。

2. 相談

一元的外国人相談窓口等に配置しているポルトガル語の通訳が、行政での手続きや福祉・税金などの相談を受ける件数は平均で1か月に1,000件を超えます。以上あります。ポルトガル語以外の場合、ICT機器の利用又は対応のできる窓口を案内しています。

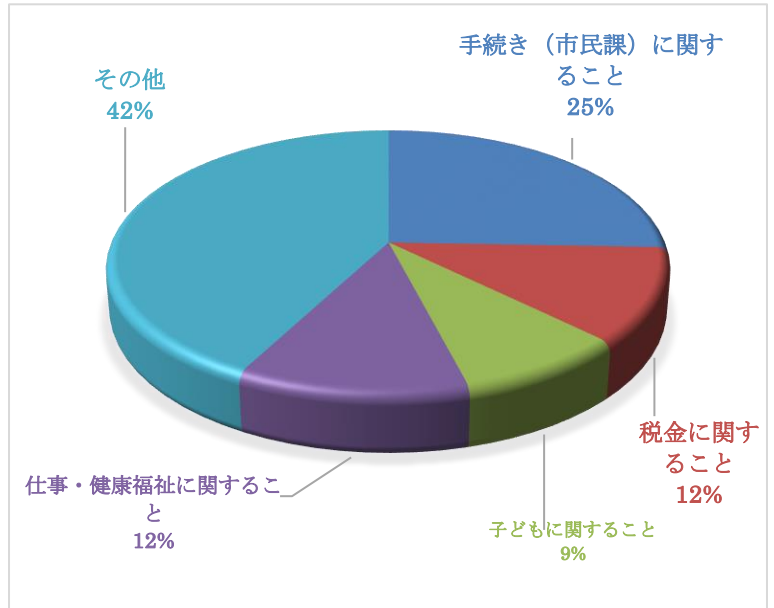
ただ、ICT機器では相談内容によっては、外国人市民からの相談に十分な対応ができないことがあります。

また、上記とは別に、教育部局では制度に関する相談は随時、教育委員会事務局、各小中学校、日本語初期指導教室「さくら教室」などで日本の教育制度や児童・生徒に係る相談に応じています行っています。

令和3年(2021年)上半期(4月～9月分)
相談内訳(単位件数)

令和3年(2021年)上半期(4月～9月分)
相談内訳(割合)

対応言語 ※注	ポルトガル語	4,690		
	スペイン語	968		
	その他	380		
	合計	6,038		
相談者数	来訪	4,653		
	電話	1,079		
	その他	294		
	合計	6,038		
国籍別	ブラジル	4,671		
	ペルー	907		
	その他	460		
	合計	6,038		
相談内容	転入・転出等	428	納税	247
	証明	1,298	保育園	101
	届	101	児童手当	153
	戸籍	29	児童扶養手当	46
	印鑑登録	89	小中学校 ※2	388
	原付・ナンバー・車	83	健康	370
	健康保険・年金	492	仕事	65
	在留カード	186	生活保護	11
	ビザ・パスポート	322	住宅手当	84
	住宅	50	上下水道	13
	税金	680	その他	2,693
	合 計		7,929	



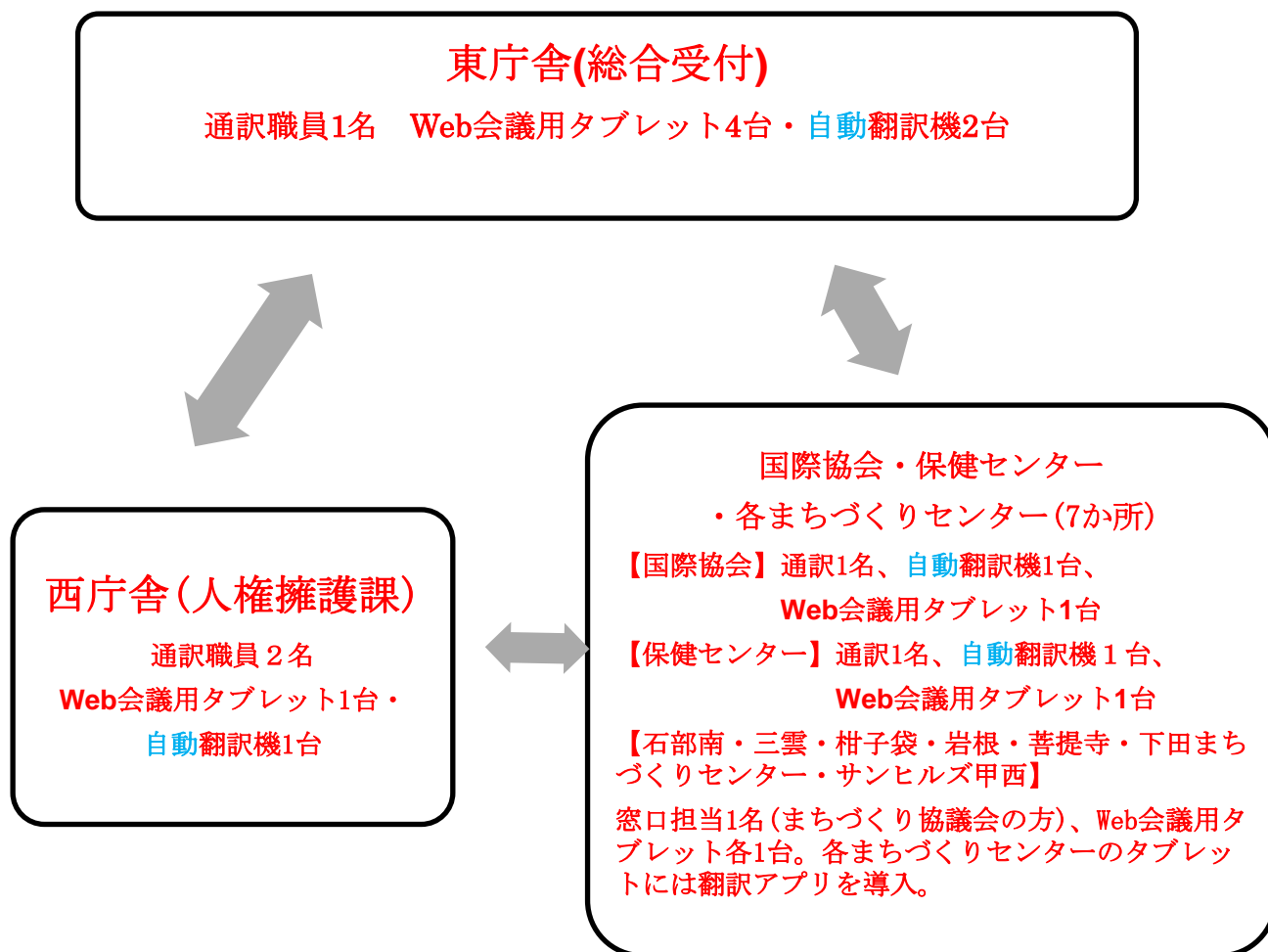
※外国人相談通訳が対応した対応言語であり、外国人市民が求めた言語ではありません。

※2 教育部局での相談を除く

【コラム①】「湖南省一元的外国人相談窓口」の運営

各窓口からワンストップで相談ができます。

外国人市民を取り巻く課題に広く対応するため、国際協会に生活相談員1名を配置し幅広い生活相談に対応しています。東庁舎総合受付に通訳者を配置し、総合受付、人権擁護課（西庁舎）、国際協会、保健センター、各まちづくりセンター（石部を除く、水戸はサンヒルズ甲西）に一元的外国人相談窓口を設置して各窓口をウェブ会議システムで繋ぐことで、通訳者がいない部署でも通訳者を介した相談に対応しています。また、各窓口には自動翻訳機を設置し、多言語に対応しています。



●各窓口を Web 会議システムでつないでいます。外国人市民の方からの相談に対して窓口のタブレットを使い、担当課にテレビ電話での対応が可能です。

・(例) 例えば、まちづくりセンターに外国人市民の方が相談に来られる→センターの窓口から東庁舎や西庁舎の窓口の通訳者に Web 会議システムでテレビ電話をかける。→通訳者が内容によりタブレットを持って担当課へ行く。→Web 会議システムを通して担当課の職員と三者で話をする。

・文書などを Web 会議システムの画面に映して話すこともできます。

●両庁舎、保健センター、国際協会の窓口には自動翻訳機を配置。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1. 多文化共生の意義

(1) 市民の人権意識の高揚

「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」、「湖南省多文化共生社会の推進に関する条例」などに規定された、外国人市民を含めた全ての市民の人権尊重、人権意識の高揚につながります。

(2) 市民の異文化理解力や国際感覚の向上

文化的背景の異なる市民同士が交流したり、相互の文化を学ぶ機会を増やすことで、市民の異文化理解力と国際感覚の向上が図られます。

(3) 全ての人にとって暮らしやすいまちづくり

市民一人ひとりの持つ個性（年齢や人種、ジェンダー、障がいなど）が尊重され、全ての人が自分らしく生きられる社会や多様性が受け入れられるまちづくりが実現できます。

(4) 地域の担い手づくりと新たな地域文化の創造

日本人市民と外国人市民が交流を深めることで、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、様々な地域活動に共に取り組んでいくことが可能になります。外国人市民の積極的な社会参画は、地域の担い手の増加や新たな地域文化の創造につながります。

2. 基本方針とプランの体系

(1) 基本方針

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重することにより、「参加交流から交流理解へ」「交流理解から協働へ」「協働から創造へ」とつながるような多文化共生社会をめざします。

いろいろな文化が響きあう 一人ひとりが笑顔でいられるまち 湖南

(2) SDG s との関連性

湖南省は令和2年（2020年）にSDG s 未来都市に選定され、SDG s の考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めています。

令和2年度（2020年度）に計画期間を終えるものから、順次SDG s を盛り込んだ計画への改訂を行うこととしており、本プランの改訂にあたり、SDG s の理念の踏襲や、関連するSDG s のゴールを整理し、SDG s の観点を反映することとします。

SDG s とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画は、17のゴールの内、プランの体系の9ゴールの達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組の一環となります。

【コラム②】 SDGs 未来都市について

SDGs 未来都市とは、地方創生を推進するための計画の一つであり、SDGs を原動力としています。平成30年度（2018年度）から内閣府地方創生推進室が募集・選定を行っており、優れた取り組みを発信する都市が毎年30件程度認定されています。

令和2年に「湖南省 SDGs 未来都市計画」が策定され、より多くの人々が問題解決に向けた行動を「自分のこと」としてとらえ、実際に行動できるようにする事こそが、SDGs 未来都市の目的といえます。

SDGs は誰にとっても他人ごとではない重要課題です。「2030年」を年限とする維持可能な社会を実現させるためには、国や地方自治体、そして地域で暮らす一人ひとりが、より深く意識する必要があります。

(3) プランの体系

基本方針		いろいろな文化が響きあう 一人ひとりが笑顔でいられるまち 湖南	
基本の柱	施策の方向	施策	
1 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援	1 わかりやすい情報提供	①多言語による行政・生活情報の提供	
		②安心して相談できる環境の整備	
4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう	2 日本語および文化・慣習についての学習機会の提供	③「やさしい日本語」の活用促進	
		④多言語案内表示の普及	
17 パートナシップで目標を達成しよう	1 安心して教育・子育ての支援を受けられる環境の整備	⑤様々な主体との連携による情報提供	
		⑥生活に関するオリエンテーションの実施	
2 だれもが安心・安全に暮らすための生活支援	2 安心して働くことのできる環境の整備	①日本語や日本文化を学ぶ機会の提供	
		②日本語指導ボランティアの養成	
1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を	3 安心して暮らせる環境の整備	①外国人児童生徒等支援員や翻訳機器等の配置	
		②日本語支援の必要な子どもへの学習支援	
4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も	4 安全に暮らすための災害時の支援体制の整備	③外国にルーツを持つ子どもの教育についての情報交換	
		④子どもへの国際理解教育の推進 外国人の人権についての学習機会の確保	
10 人や国の不平等をなくそう	1 多文化共生の地域づくりのための意識啓発	⑤外国にルーツを持つ子どもや保護者に対する就学支援	
		⑥地域などにおける外国にルーツを持つ子どもへの支援体制の確立	
3 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり	2 安心して暮らすための災害時の支援体制の整備	⑦外国人の人権についての学習機会の確保	
		⑦⑧外国にルーツを持つ子どもの就学前の教育・保育の情報提供	
8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	1 多文化共生の地域づくりのための意識啓発	①労働に関する情報提供・相談	
		②企業に対する多文化共生推進のための啓発	
10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを	3 安心して暮らせる環境の整備	①居住支援に関する情報提供、啓発	
		②医療・保健・福祉に関する情報提供	
16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう	4 安全に暮らすための災害時の支援体制の整備	①防災に関する情報の提供	
		②外国人市民の防災意識の高揚	
8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	1 多文化共生の地域づくりのための意識啓発	③防災の担い手としての外国人市民の参画促進、育成	
		④災害、感染症流行時の体制整備	
10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを	2 地域活動における社会参画支援、連携・協働による地域活性化の推進	①多文化共生社会づくりへの意識啓発、不当な差別的言動の解消	
		②キーパーソンの育成	
16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう	1 多文化共生の地域づくりのための意識啓発	③多文化共生の場づくり	
		①外国人市民の社会活動への参加促進	
10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを	2 地域活動における社会参画支援、連携・協働による地域活性化の推進	②多様性を生かした地域づくり	
		③地域で活躍する外国人市民の情報発信	

第4章 多文化共生施策の展開

1. 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援

成果指標	基準値 〔令和2年度〕	目標値（案） 〔令和7年度〕
広報こなん「やさしい日本語」版の記事の項目数の割合（通常版との比較）	28%	30 34%
多言語通訳・相談の利用者数	7633人	7000人
日本語教室受講者数	119人	150 143人
日本語指導ボランティア数	15人	60 18人

(1) わかりやすい情報の提供

《現状と課題》

湖南省は、県内で最も外国人比率の高いまちです。ブラジル、ペルーなど南米諸国からの外国人市民が多くを占めますが、東南アジアからの外国人市民が増加傾向にあります。東南アジアからの外国人市民は、平成28年（2016年）に外国人市民の人口約10%に過ぎませんでした。令和3年（2021年）ではその割合が約23%になっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外国人市民の転入者数が想定より少ないものの、平成29年（2017年）頃から東南アジア出身の外国人市民が急増しています。からの外国人人口が増えています。

現在、東南アジア出身からの外国人市民については、技能実習制度による来日が多く、その多くが殆どの場合は働いている企業の担当者を伴っての来庁となっています。企業の方を伴っての来庁も多く、窓口業務等に及ぼす影響は限定的ですが、今後更なる増加傾向が続いた場合の対応についても検討影響等にも留意しておく必要があります。

こうした状況の中で湖南省では、相対的に南米諸国からの外国人市民が多いことから、平成22年（2010年）5月作成の「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」を基に、市役所の必要性の高い部署には、外国人市民比率の最も高いポルトガル語通訳者を配置しています。また、通訳者だけに頼ることなく、市職員に対しては「やさしい日本語」の普及の啓発をしたり、市公式ホームページについては令和元年（2019年）

7月から自動翻訳による多言語サービスを提供しています。

そして、外国人市民に対する相談体制の強化を目的に、法務省出入国在留管理庁の「外国人受入環境整備交付金」を活用して令和2年（2020年）3月に市内11か所に「湖南省一元的外国人相談窓口」を整備し、日々の通訳及び相談に応じています。さらに、令和3年（2021年）4月から市公式アプリでもICTを活用した機械自動翻訳により英語、中国語、ポルトガル語、韓国語での情報発信を行っています。

しかし、外国人市民が日本で暮らすにあたっては、育児、教育、税金、介護など生活者として多様な課題が生じ、複雑な制度の仕組みなどを常に通訳者を通じて伝えることには限界があるため、生活オリエンテーションの強化が求められます。

今後も引き続き、多様な外国人市民が情報弱者とならないように、通訳や翻訳を通して正確でわかりやすい情報提供を行っていく必要があります。そして、あらゆる場所において「やさしい日本語」を普及させ、日本人市民と外国人市民がお互いに話している内容を理解しようとする姿勢を持つことが大切です。

《重点的な取組》

- ・「やさしい日本語」の普及と活用促進
- ・ICTによるコミュニケーションの充実。
- ・広報紙・ホームページ・案内版等生活情報の多言語化の推進
- ・通訳及び「やさしい日本語」による正確でわかりやすい情報提供の推進

《施策・取組》

施策	取組内容	担当課
① 多言語による行政・生活情報の提供	行政・生活情報については、「やさしい日本語」や多言語による情報提供を行います。	全課
	外国人市民向け情報誌コーナーを設置します。	人権擁護課 市民課
	市公式ホームページやアプリ、メール配信については、	秘書広報課

	ICT を活用した自動翻訳による多言語サービスを提供 します。	人権擁護課
	公共施設利用案内は「やさしい日本語」や多言語による 作成を推進します。	全課
② 安心して相談で きる環境の整備	一元的外国人相談窓口の運営により、各窓口をがICT を活用したウェブ会議システムで繋ぎ、通訳者がいない 部署でも通訳者を介した相談に対応します。また、自動 翻訳機を設置し、多言語にも対応します。	人権擁護課 行財政改革推進課 総務課
	必要性の高い部署に通訳者を配置します。	人事課
	「翻訳・通訳等にかかる業務手引き」を徹底し、通訳職 員の質を向上確保します。	人権擁護課 人事課
③「やさしい日本語」 の活用促進	市役所窓口における「やさしい日本語」の活用に努めま す。	全課
	市広報誌紙「広報こなん」やさしい日本語版の作成を行 い、効果的な周知に努めます。	人権擁護課 秘書広報課
④多言語案内表示の 普及	公共施設において、案内表示を作成する際には、ふりが な・ローマ字・ポルトガル語併記、ピクトグラム（図記 号）等を活用し多言語化の普及に努めます。	全課
⑤様々な主体との連 携による情報提 供	国際協会や地域、企業等と連携し、広報・ホームページ などを通じて、外国人市民への情報提供の充実に努めま す。	人権擁護課 地域創生推進課 商工観光労政課
⑥生活に関するオリ エンテーション の実施	転入者用の配布物については、市民として生活していく 上で必要な情報を提供するとともに、国際協会や地域、 企業等と連携し外国人市民への生活オリエンテーショ	人権擁護課 市民課 税務課

	ンを行います。	環境政策課 危機管理・防災課
--	---------	-------------------

1 (2) 日本語および文化・慣習についての学習機会の提供

2 <現状と課題>

3 日常生活レベルの日本語を話すことや聞くことが可能な外国人市民はいますが、まだ日本語があまりわから
4 なかったり、読み書きが難しかったりする人たちも数多く難しいという人もいます。そのため、地域住民との
5 コミュニケーションが図れない、生活に必要な知識や情報を得られない、必要な行政サービスを受けられない、
6 住民としての義務を果たせないなど様々な課題問題が生じています。

7 湖南省では、外国人市民が主体的に地域社会に参画し、安心安全な生活ができるよう、湖南省国際協会主催
8 の日本語教室を実施しています。夜間の教室は、少人数のグループに分かれ、ボランティアの方が指導を行っ
9 ています。前期（4月から7月）と後期（9月から12月）の夜間に行い、教室の修了と同時に交流会を設け、
10 外国人市民と地域をつなぐ役割も担っています。また、マンツーマンによる昼間の教室も設けています。日本
11 語教室の受講者はびわこ日本語ネットワーク（BNN）を通じた地域日本語ネットワーク活動へのスピーチ大
12 会にも参加しています。

13 そのほか、新聞や雑誌の記事などを教材にし、日本語を学ぶ場を提供している団体もあります。

14 湖南省国際協会による日本語教室では、様々な国籍の外国人市民が受講しますが、様々な事情により途中
15 で教室に通えなくなることがあります。今後、課題を整理して、各々のライフステージにあったこのことを改
16 善するにはより有効なプログラムを組む必要があります。

17 また、令和元年（2019年）6月に「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、外国人市民の方や外国に
18 ルーツを持つ子どもをはじめ、日本語教育に関して国と自治体の責任が示されました。

19 これを踏まえ、日本語教室の運営には指導者が欠かせないことから日本語指導ボランティア講座の実施を
20 継続するとともに、外国人市民のニーズに応じた日本語および文化・慣習学習機会日本文化（生活文化を含
21 む）を学習する機会の提供に努めます。

22

23

1 <<重点的な取組>>

2 • 学習レベル・年代等ライフステージに応じた日本語教室の開催

3 • 日本語ボランティア指導者の養成

4 <<施策・取組>>

施策	取組内容	担当課
① 日本語や日本文化を学ぶ機会の提供	国際協会や企業などと連携し、学習者のニーズに応じた参加しやすい日本語教室を開催します。また、日本の習慣や食文化を学ぶ機会の提供を行います。	人権擁護課 商工観光労政課
② 日本語指導ボランティアの養成	国際協会の協力のもと、日本語指導ボランティア養成講座を行います。	人権擁護課

5

1 **2. だれもが安心・安全に暮らすための生活支援**

成果指標	基準値 〔令和2年度〕	目標値（案） 〔令和7年度〕
外国人市民を対象とした防災に関する講座の開催	3回／5年	3回（5年） 1回／年
外国人市民を対象とした緊急通報訓練の開催	7回／5年	40回（5年） 1回／年
多文化共生をテーマとした研修を行った企業数	9企業	1140企業
起業を考える外国人市民への説明会	—	2回／年

2 **（1）安心して教育・子育ての支援を受けられる環境の整備**

3 **〈現状と課題〉**

4 保護者の仕事や家庭の都合により出入国を繰り返す子どもや、日本で育った外国にルーツを持つ子どものな
5 かなには、母語も日本語も十分に理解できない人がいます。また、夜間も保護者父母が働きに出ているため、親
6 子が会話を**を**する機会が少なく、日常を日本語で過ごす子どもは家庭内で母語を習得することができません。こ
7 のため、父母と共通言語でのコミュニケーションが取れないなど、家庭内に問題を抱えてしまう場合もありま
8 す。定住化が進むなかでは、日本語が話せる子どもと話せない子どもとでは、将来就職する際に大きな差が出
9 てくることも考えられるため、教育・子育ての場における**課題解決のための**取組は重要なものとなっています。

10 湖南省では、外国にルーツを持つ子どものアイデンティティの確立と、自らのルーツと現在の自分に自信が
11 持てるような取組に力を入れています。また、「湖南省学校・園人権教育基底プラン」に基づき、「外国人の人
12 権」に関する学習を行っています。

13 学校においては、外国語による就学指導のほか、日本語指導が必要な子どもが安心して学習活動に参加し、
14 生活ができるよう、日本語の基礎および日本の文化を教える日本語初期指導教室「さくら教室」や、日本語支
15 援の必要な外国人**市民の親子を対象とした**学習支援「すまいり一事業」を実施しています。また、市内小・中
16 学校で外国人**市民**の子どもの交流会を行い、子ども同士がつながることのできる取組を行っています。

17 保護者に向けては、日本の教育制度に対する不安を解消し、理解を促進するため、保護者会の開催や、小・
18 中学校における義務教育に関する個別相談を随時行っています。また、湖南省少年センターにおいても、就学

1 や就労などの進路相談、家庭への支援などを行っています。

2 一元的外国人相談窓口を保健センター内にも設置することにより、外国人市民も安心して福祉サービスや児
3 童虐待などの相談もできるようになりました。

4 多様な文化背景を持つ外国にルーツを持つ日本で生まれた外国人の子どもたちが自分らしく生き、社会貢献
5 のできる人材に育つためには、地域全体で多文化共生の施策促進も必要なため、より幅広く連携を取って取組
6 を行っていきます。

7

8 <<重点的な取組>>

- 9 ・ 関係課や関係機関との連携による相談体制の確立
- 10 ・ 外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対する進学のための情報提供
- 11 ・ 学校での受入体制の整備など、就学に向けた取組の推進
- 12 ・ 学校における「外国人の人権」について学ぶ機会の確保

13 <<施策・取組>>

施策	取組内容	担当課
①外国人児童生徒等 支援員や翻訳機器等 の配置	子どもやその保護者等との円滑なコミュニケーションが図 れるよう、外国人児童生徒等支援員や翻訳機器等の配置をし ます。	学校教育課 人事課
②日本語支援の必要 な子どもへの学習支 援	日本語初期指導教室「さくら教室」と、日本語支援の必要な 外国人市民の親子を対象とした夏期休業期間中の学習支援 「すまいりー事業」を引き続き実施します。また、通訳が必 要な子どもに対し、通訳者が市内小・中学校を巡回し、通訳 および学習支援を行います。	学校教育課
③外国人にルーツを 持つ子どもの教育に ついての情報交換	日本語教室窓口担当者連絡会を開催し、小・中学校の外国に ルーツを持つ子ども児童生徒を担当する教員などを対象 に、日本語指導や適応指導における現状と課題、指導のあり	学校教育課

	方などについての情報交換や研修会を行います。	
④子どもへの国際理解教育の推進・外国人の人権についての学習機会の確保	園や学校給食に様々な国の献立を取り入れ、食による国際理解教育を行います。 アメリカ合衆国セントジョンズ市と湖南省の子どもの絵画交流を行い、国際交流への関心を促します。 国籍や民族などが違って、互いを認め合い、人権を尊重できるような人材の育成をめざし、小・中学校における人権学習を行います。	教育総務課 健康政策課 地域創生推進課 学校教育課
⑤外国にルーツを持つ子どもや保護者に対する就学支援	外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対し、義務教育や進路に関する就学相談を行います。また、市内小・中学校で外国にルーツを持つ子どもの保護者会や個別懇談会を開催します。日本の教育制度への理解を深め、高等学校へ進学し卒業できるよう具体的な情報提供や個別相談を行います。	学校教育課 幼児施設課
⑥地域などにおける外国にルーツを持つ子どもへの支援体制の確立	地域などにおける外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導や学習支援、母語教育などの支援を行います。また、支援子どもへの支援体制の確立に取り組む団体との情報交換を行い、学校教育との連携に努めます。	学校教育課
⑦外国人の人権についての学習機会の確保	国籍や民族などが違って、互いを認め合い、人権を尊重できるような人材の育成をめざし、小・中学校における人権学習を行います。	学校教育課
⑦⑧外国にルーツを持つ子どもの就学前の教育等に係る情報提供	保育園や幼稚園、認定こども園の保護者に対し、入園に関する相談や情報提供を行います。特に就学を控えた4～5歳児クラスに該当する児童には市から積極的な案内と説明を行います。	幼児施設課

1
2

【コラム③】 グローバル人材（2言語話者）について

（2）安心して働くことのできる環境の整備

《現状と課題》

湖南省では、外国人市民の労働者の多くが派遣社員や契約社員として主に製造業の現場などで働いており、短期間で転職することが少なくありません。また、雇用形態が正社員でない場合が多いことから、契約期間満了等による雇用契約の終了により、就労が継続できない場合もあります。その時は電気やガスが止められ、会社の借り上げ社宅からの退去を余儀なくされるといった相談事例もあります。また、日本語能力が十分ではない場合は、失業後、再就職がスムーズにできないことがあります。

外国人市民が安心して日本で働き続けるために、市の役割としてハローワークと連携しつつ外国人市民に雇用に関する情報提供をすることや、外国人市民を積極的に採用する企業と連携することの結び付けが求められます。

仕事に必要な日本語の習得や資格取得のためには、企業等の協力を得ながら、それらを学ぶ機会の提供が必要です。企業側にも継続的に啓発を行います。

外国人市民が働くことについて悩んだ時、自分でどこに相談すれば良いか分からないケースが多いうえ、伴走的な支援がもたれられることもあります。相談体制づくりや一般就労に就くため、計画的かつ一貫して支援する就労準備の支援事業の立ち上げが必要です。さらに、起業を考えている外国人市民への情報提供や多様な働き方についての情報提供も求められます。

1 <<重点的な取組>>

- 2 ・外国人市民を対象とした職業能力開発のための情報提供
- 3 ・企業との連携による外国人市民の労働者や技能実習生の適正雇用の推進および多文化共生への理解促進

4 <<施策・取組>>

施策	取組内容	担当課
① 労働に関する情報提供・相談	職業能力開発や労働関係についての情報提供を行います。また、相談内容に応じて際には「やさしい日本語」や多言語での対応に努めます。	商工観光労政課
	合同就職面接会では、外国人市民の雇用に積極的な企業の参加を働きかけます。また、外国人市民に情報が届くよう国際協会等と連携し、周知に努めます。	商工観光労政課
	障がいのある人や、ひとり親世帯の保護者、生活に困窮している等の外国人市民に、「チャンスワークこなん」を通じた求人情報の提供、職業相談、職業紹介を行います。	商工観光労政課 福祉政策課
	新たに事業を開始する外国人市民方から相談があった際は、商工会をはじめとした支援団体と連携し、情報提供に努めます。	商工観光労政課
②企業に対する多文化共生推進のための啓発	企業訪問などを活用し、多文化共生や外国人市民の労働者の適正雇用に関する啓発を推進します。	人権擁護課 商工観光労政課

5

6 (3) 安心して暮らせる環境の整備

7 <<現状と課題>>

8 日本に居住する外国人市民が妊娠・出産し、子育てをする際、多くは出身国と日本との出産・育児に係る制

9 度の違いに戸惑いを感じ、情報を十分に得にくい現状にあります。他にも日本の制度が出身国になかったり、

10 出身国での常識が日本では非常識と思われたりすることなど、その違いによって支援する側も支援される外国

1 人側も相互理解が図れずに困惑することは少なくありません。

2 健康保険等の社会保険については、日本語の理解不足や出身国との制度の違いから、十分に理解できず、加
3 入していない場合もあります。そのため、外国人市民やその家族が病気やけがをしても、無保険であることか
4 ら、医療機関での受診が遅れたり、治療費が未払いになったりすることもあります。保険制度についてのわか
5 りやすい説明と、加入が義務であるということを理解してもらう必要があります。

6 外国人市民の滞在期間の長期化定住化、多国籍化が今後ますます進むと思われることから、生活に関する様々
7 な相談窓口での連携の必要性が増し、湖南省では、令和2年（2020年）3月より一元的外国人相談窓口を設
8 置し相談に対応しています。「やさしい日本語」や情報の多言語化を推進し、外国人市民が情報弱者にならない
9 よう努めています。

10 外国人市民といえば、「労働者」として扱われることが多く見受けられますが、共に生活する「生活者」とし
11 ての側面にも目を向け増加してきている外国人市民、安心して暮らせる環境や地域の受入れ環境の整備が求め
12 られます。外国人市民に対する行政サービス提供体制の整備、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき誰もが
13 住みやすい街づくりを目指します。そのため、外国人市民も様々な公共的な場所を安心・安全かつ、快適に利
14 用できることが必要です。

15 例えば、外国人市民が住宅へ入居する際には、外国人市民であることを理由に不当に入居を拒否される実態
16 もあり、不動産関係者や地域全体で文化や習慣の違い等に対する理解や人権啓発を進めていく必要があります。

17 また、外国人市民が日本で部屋を借りる際、母国にはない海外の殆どが敷金・礼金・更新料、保証人を求め
18 るという日本独自の制度やについて、契約に至るまでの事務手続きに大きなストレスを抱えることが少なくあ
19 りません。外国人市民への賃貸契約に伴う不安に配慮し、スマートフォン等で使える高精度の翻訳アプリの普
20 及化によるコミュニケーション上の課題の軽減に合わせて、心のバリアを低くするのは課題です。

21 医療についても、外国人市民誰もが安心して医療を受けられる仕組みが必要は今後の課題です。

22 湖南省では、4つの公設の診療所があり、それぞれが地域の公的・高度医療機関や民間医療機関との連携のも
23 とに地域医療を推進しています。しかし、医療に使われる専門用語の理解が困難なため、外国人市民が自分の
24 症状を的確に伝えられないことがあり、場合によっては生命に関わる課題となることが考えられます。これら
25 を踏まえ、外国人市民が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の配置整備も早急中・長期的に検討
26 する必要があります。令和3年9月現在、甲賀病院が医療通訳者の配置などを行っていますが、「かかりつけ医」

1 の概念を外国人市民に啓発することが求められます。

2 また、定期的に健康診断を受信し、体調に不安を感じたら早めにかかりつけ医に相談するよう、健康診断・
3 定期健診や健康講座等を行う際、外国人市民も参加できるよう通訳サービスを提供し、常に健康づくり・健康
4 維持の大切さを多言語で呼びかける必要があります。

5

6 <<重点的な取組>>

- 7 ・市営・県営住宅に関する多言語情報の提供
- 8 ・住宅の貸付・購入などに関する多言語情報の提供
- 9 ・医療機関の**情報**に関する多言語情報の提供
- 10 ・妊婦・就学前の乳幼児の**いる家庭へ**の多言語情報の提供及び支援

11

12 <<施策・取組>>

施策	取組内容	担当課
① 居住支援に関する情報提供、啓発	市営住宅や他の公営住宅についての情報提供や相談については、「やさしい日本語」を使った窓口対応に努めます。	住宅課
	外国人 市民 の入居差別がおきないように、啓発を通して異文化の違い等に対する理解を促進します。	人権擁護課
②医療・保健・福祉に関する情報提供	医療・保健・福祉に関する制度は多言語での情報提供を行います。また、市立の診療所では、外国人市民の利用状況等を分析した上で、医療通訳の配置やICT機器の導入も含めた情報提供のあり方を検討します。	人権擁護課 地域医療推進課 健康政策課 保険年金課 福祉政策課 社会福祉課

13

14 (4) 安全に暮らすための災害時の支援体制の整備

15 <<現状と課題>>

16 災害時における外国人**市民**の迅速な避難を実現するためには、**まずは**外国人**市民**自身が日本の災害について

1 関心を持ち、学習や体験をすることが重要です。またしかし、地震や台風、さらには感染症などの複合自然災
 2 害をの母国で経験することが少ないことから、防災に対する意識が低く、防災訓練への参加や緊急時への備え
 3 が十分できていない外国人市民もいます。

4 今後はますます、外国人市民に対する情報提供や学習機会の提供が必要となると考えられます。また、災害
 5 発生時には、外国人市民は言語や文化、習慣などの違いから、必要な情報の入手や避難所生活などにおいて、
 6 日本人市民以上に様々な困難に直面することが予想されます。このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の
 7 連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、避難所における異文化対応や生活再建支援制度の周知など、外国
 8 人市民を対象とした災害対策が求められますので。地域で行われている防災訓練等に外国人市民を巻き込んだ
 9 訓練を行う必要があります。

10 外国人市民に対しては、まず「自助」の視点での啓発が必要となりますが、地域防災の強化のため、今後は
 11 「共助」の担い手としての活躍も期待されます。地域防災計画にのっとり、関係機関・企業などと連携した啓
 12 発などの取組が必要となります。

13

14 <<重点的な取組>>

- 15 ・外国人市民の防災意識の高揚
- 16 ・災害時や感染症流行時の迅速な情報発信の仕組みづくり

17 <<施策・取組>>

施策	取組内容	担当課
① 防災に関する情報の提供	「やさしい日本語」や多言語等での防災情報の提供に努めます。	危機管理・防災課
②外国人市民の防災意識の高揚	地域、企業、学校等と連携し、外国人市民に対する防災学習を行います。	危機管理・防災課 人権擁護課 商工観光労政課 学校教育課
③防災の担い手としての外国人市民の参画促進・育成	地域や企業と連携し、外国人市民と日本人市民の合同訓練に取組み、防災リーダーとなる外国人市民の育成を行います。	危機管理・防災課 人権擁護課 商工観光労政課

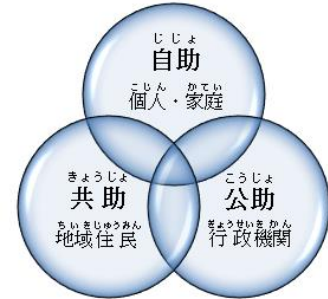
<p>④災害、感染症流行時の体制整備</p>	<p>災害発生や感染症流行時について、湖南省の実情に合ったシステム構築情報発信の仕組みづくりに努めます。</p>	<p>人権擁護課 危機管理・防災課 健康政策課</p>
------------------------	--	-------------------------------------

1

じじょ ひとり ひとり
自助 一人ひとりが自ら取り組む

きょうじょ ちいき みちか ひとどうし たす あ と く
共助 地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む

こうじょ くに ちほうこうきょうだんたい と く
公助 国や地方公共団体などが取り組む



3. 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり

成果指標	基準値 〔令和2年度〕	目標値 〔令和7年度〕
多文化共生に関する研修会の参加人数の実施	4回/年 46人	2回/年 55人
外国人市民の子ども向けの母語教室の修了者数	232人(5年)	278 250 人(5年)

(1) 多文化共生社の地域づくりのための意識啓発

《現状と課題》

湖南省では「人権まちづくり会議 外国人の人権部会」や市内43の各区で行う「人権まちづくり懇談会」では、多文化共生の学習や地域における課題についての意見交換等を行っています。

多文化共生社会の実現のためには、外国人市民と日本人市民が互いの文化や習慣を認め合いながら、「共に新しい湖南省の暮らしを「生」み出していく「共生」が必要となります。このことから、ここで暮らす外国人市民と日本人市民の双方が異文化理解を深めるための取組が必要です。

多文化共生の地域づくりの為には、お互いが自然な形で話し合ったり、付き合ったりすることが大切です。あいさつを交わすことから相手との距離を縮めさせることが可能です。例えば、湖南省国際協会主催の「ワールドフェスタこなん」等に参加をすることにより、自然な形で日本語や文化に慣れていくことができます。

新型コロナウイルス感染症の影響から、現在は人が集うイベントの在り方が課題ですが、数多く見受けられる「日本人市民が多く参加するものには外国人市民が少なく、外国人市民が多く参加するものには日本人市民が少ない」傾向を減らすことから始める必要があります。外国人市民と同じ地域で生活する中で大切なことは、お互いに少し勇気を出して歩み寄るまずは参加をすることで相互の理解が進み、協働による多文化共生・ダイバーシティのある地域づくりに繋がります。

さらに、母語や母国の文化を学習し、家庭におけるコミュニケーション不足の解消や自らのルーツを学びながら地域コミュニティとのつながりを深める子ども向けの母語教室を行い、将来多文化共生の地域づくりのための日本人市民と外国人市民をつなぐコーディネーターや、また両方の立場のオピニオンリーダーといったキーパーソンとなる人材を育成していきます。

1 <<重点的な取組>>

2 • 外国語や外国文化を学ぶ機会の提供

3 • 外国人の人権についての学習機会の確保、不当な差別的言動の解消

4 • 学校、地域、国際協会などの連携による外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導や学習支援、母語教育、
5 居場所づくり

6

7 <<施策・取組>>

施策	取組内容	担当課
①多文化共生社会づくりへの意識啓発、 不当な差別的言動の 解消	「うちなる国際化フォーラム」の開催など多文化共生の社会づくりに向けた研修・啓発を行います。	人権擁護課
	特定の民族や国籍の人々に対し不当な差別的言動が生じないように「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の啓発に努めます。また相談があった際は関係団体と連携して対応します。	人権擁護課
	多文化共生に関する書籍や外国語の図書を収集し、テーマ展示を行うなどして啓発を行います。	図書館
②キーパーソンの育成	「人権まちづくり会議」への外国人市民の参加を促進します。また、外国人市民の子ども向けの母語教室を行います。	人権擁護課
② ③多文化共生の 場づくり	地域や湖南省国際協会などと協力し、日本人と外国人が気軽に集い、交流できる場づくりを行います。	人権擁護課 地域創生推進課
	日本人市民と外国人市民が交流できるイベントなどの情報について、湖南省や国際協会のホームページやフェイスブック、地域の広報紙などを活用し、情報提供を行います。	人権擁護課 地域創生推進課

8

1 (2) 地域活動における社会参画支援、連携・協働による地域活性化の推進

2 <現状と課題>

3 湖南省では、転入時に配布する「転入セット」の中に多言語の「区・自治会への加入案内」があり、自治会
4 への加入促進を行っています。自治会はその活動内容は様々ですが、お互いに助け合う「共助」のもとに、隣
5 近所での助け合い、負傷者の救出、消火活動の協力、要配慮者の支援などが行われています。自治会に加入す
6 ることで、隣近所の方とお互いに顔や名前の分かる関係になり、災害直後の救助や避難活動もスムーズになる
7 といったメリットがあります。

8 しかし、外国人市民には、自治会へ加入するメリットが理解しにくくしなければならぬという意識が低い
9 と考えられます。また、加入していても、言葉などの違いから、日本人市民も外国人市民もお互いにどのよう
10 に接して良いか分からず、一緒に地域活動に取り組むのは難しい状況にあります。さらに、日本の自治会に馴
11 染みのない外国人市民は、自治会加入をはじめ草刈りなどの地域行事への参加方法がよく分からないこともあ
12 り、地域とのつながりを築きにくい現状があります。

13 外国人市民が自立し、日本の社会で生活していくためには、生活の安定に加え、社会の一員としての役割を担
14 うことが求められます。日本人市民は外国人市民を同じ地域で暮らすパートナーとして受け入れるとともに、
15 外国の文化や生活習慣を理解しながら一緒に地域づくりをしていく事が大切です。

16 その一方、外国人市民は地域の構成員として、地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域活動に積極
17 的に参画し、日本人市民との交流を図るなど、地域社会を共に築く努力が必要です。

18 また、既に市内で活躍されている外国人市民も多数おりられ、今後も活力あるまちづくりのけん引役として
19 期待されることから、市や湖南省国際協会と連携しながら市民全体に発信していきます。

21 <重点的な取組>

- 22 ・担い手となる外国人市民キーパーソンの育成
- 23 ・母語・母文化支援への取り組み
- 24 ・外国人市民の意見を反映する機会の充実

25

26

1 <<施策・取組>>

施策	取組内容	担当課
①外国人市民の社会活動への参加促進	外国人市民が地域活動等に参加しやすい環境をつくりま す。また、様々な分野で外国人ボランティアが能力を発揮 できるような仕組みをつくりま す。	人権擁護課
②多様性を生かした地域づくり	外国人市民から言葉や文化、知識などを学ぶ機会を設け、 外国人市民が意見や提案をしやすい環境を整えます。	人権擁護課 地域創生推進課
③地域で活躍する外国人市民の情報提供	市や湖南省国際協会の広報・ホームページなどを活用し、 積極的にボランティア活動に取り組む人やグループ、地域 や企業で活躍する人など外国人市民に関する情報発信を 行います。	人権擁護課 地域創生推進課 秘書広報課 商工観光労政課

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

【コラム④】 地域（自治会）の役割について

1

2

1. 施策の担い手（各主体の役割）

3

多文化共生施策は地域社会の生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、多文化共生を着実に推進して
いくためには、様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組
んでいく必要があります。

5

6

【市民の役割】

7

日本人市民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人市民を対等な仲間・パートナーとして
受け入れるとともに、交流を深めることが求められます。また外国人市民も地域や職場に溶け込み、その
一員として主体的に活躍することが求められます。全ての市民が国籍や民族などの違いを生かしながら支
え合い助け合える寛容なやさしい社会づくりのためには、市民一人ひとりの協力を大きな貢献が不可欠で
す。

12

13

【地域コミュニティの役割】

14

区・自治会やまちづくり協議会といった地域コミュニティは外国人市民住民にとって最も身近な存在
になるよう努めることが大切で**すならなければなりません**。ほかの住民と交流し、協働していく関係づ
くりを進めることが重要です。共に同じ地域に暮らす**市民住民**として、お互いの文化的背景や考え方な
どの相互理解が促進できるよう、交流する場を設けるなど、多文化共生の地域づくりを推進することが求
められます。

19

20

【国際協会の役割】

21

国際協会は、**地域にある様々な活動主体市と市民や区・自治会、企業、各種団体**とをつなぐ中間支援組織
として、日本語教室や外国語教室の開催や異文化交流の場の提供など地域の国際化の中核的な役割を
担うことが期待されています。また、その活動を通して地域のキーパーソンの発掘やネットワークの構築に
努めることも期待されます。特に外国人**市民**と日本人**市民**が双方向の提案ができる取組がさらに進められ
ることが求められています。

26

27

【人権まちづくり会議の役割】

28

人権まちづくり会議では「外国人の人権部会」を設け、外国人**市民**に対する偏見や差別について、解消
するための積極的な人権学習の機会の提供と啓発活動の実施が求められています。
また、関係機関との連携を図りながら人権尊重のまちづくりのための取組を進めるなかで、外国人**市民**
住民の思いに寄り添った取組がさらに求められます。

32

33

【企業の役割】

34

外国人**市民**の労働者を雇用している企業は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など労働関係法令
を遵守し、企業としての社会的責任を果たすことが求められるとともに、安心して就労できる環境づく
りを**整えるのための家庭支援にも配慮**することが必要で**す求められます**。また、外国人**市民**の労働者**に対し**
日本語学習機会の提供や、生活**オリエンテーション**の機会を提供するなど日本社会への適応を促進す
るための**取組**も求められます。

39

40

1 【教育・保育機関の役割】

2 学校や園で、異文化多文化への興味や関心を育んでいくことは重要であり、子どもたちが異文化に対し
3 てステレオタイプな理解にならず、多様性を受容して一つのイメージに凝り固まらず、他者への豊かな想
4 像力を育むことができる環境づくりが求められます。

5 また、外国にルーツを持つ子どもが、バイリンガル（二言語話者）としての多言語能力を発揮し、高等
6 教育への進路保障や人生の多様な進路へと選択の幅を広げられる学校教育と、地域市の活性化の担い手と
7 なる将来像をイメージできるような教育環境の整備、進学・就職に関する支援体制の整備が求められます。

9 【市の役割】

10 市は市民にとって最も身近な住民サービスを提供する基礎自治体です。そのため市民のニーズを把握
11 し、外国人市民も日本人市民も共に笑顔で安心、安全な生活を送ることができるよう、市内の連携を密に
12 しながら、必要なサービスを積極的に提供することが求められます。

13 また、就労、教育、防災、医療・福祉など広域的課題については、県や近隣市町と連携しながら取組を
14 進める必要があります。

16 【民間団体の役割】

17 地域の国際化におけるNPOやその他の民間団体の果たす役割の重要性はますます増してきています。
18 行政区域の枠を超えた、より柔軟で迅速な取組や、団体の得意分野を生かし、多分野での協働の推進
19 コラボレーションの展開など民間団体ならではの活躍が期待されます。

20 2. 計画の推進体制

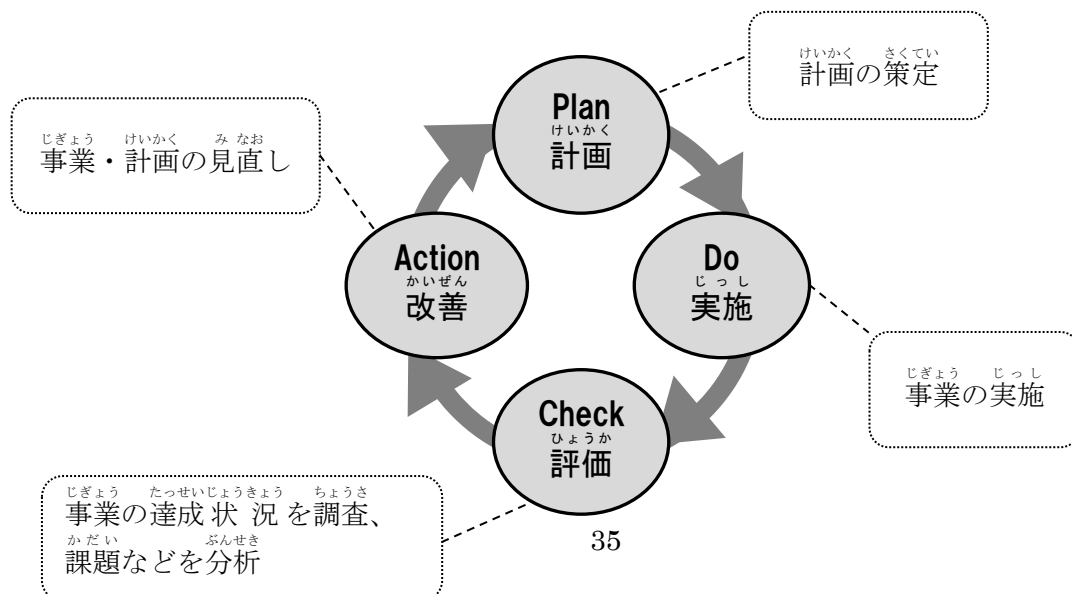
21 多文化共生に関する施策は様々な分野にまたがるため、多文化共生推進の担当課が中心となり、市内の
22 全ての課と連携を取りながら、施策の推進に取り組んでいきます。

23 また、市民、地域コミュニティ、企業、民間団体などとの協働体制を強化し、計画の推進に努めます。

24 3. 計画の管理と評価

25 本計画をより実効性のあるものにするため、PDCAサイクルに基づき、毎年度、進捗状況を調査・
26 評価したうえで見直しを図ります。

27 ≪PDCAサイクル≫



1 資料

こなん し た ぶん かきょうせいしゃかい すいしん かん じょうれい
1 (3) 湖南省多文化共生社会の推進に関する条例

こなん し た ぶん かきょうせいしゃかい すいしん かん じょうれい
3 湖南省多文化共生社会の推進に関する条例

もくてき
5 (目的)

だい じょう じょうれい こくせき 民族等 の異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重し、このまちの市民
6 第1条 この条例は、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重し、このまちの市民
7 としてその文化や習慣の下で共に生きていく多文化共生社会の推進に寄与することを目的とする。

きほんりねん
8 (基本理念)

だい じょう た ぶん かきょうせいしゃかい すいしん ゆた かつりょく すす つぎ かが じこう ひつよう
9 第2条 多文化共生社会の推進は、豊かで活力あるまちづくりを進めるため、次に掲げる事項が必要である
10 ことを旨として行わなければならない。

- こじん そんげん おも こじん のうりょく ほつき きかい かくほ
11 (1) 個人の尊厳が重んじられ、個人の能力を発揮する機会が確保されること。
こじん このまちの市民として地域社会において主体的に様々な活動が行えるよう留意されること。
12 (2) 個人がこのまちの市民として地域社会において主体的に様々な活動が行えるよう留意されること。
こくさいてき じんけんほしょう とりくみ りゅうい
13 (3) 国際的な人権保障の取組みが留意されること。

し せきむ
14 (市の責務)

だい じょう し ぜんじょう きほんりねん もと た ぶん かきょうせいしやく すいしん
15 第3条 市は、前条の基本理念に基づき多文化共生施策を推進するものとする。

すいしんけいかく
16 (推進計画)

だい じょう しちょう た ぶん かきょうせいしやく そうごうてき けいかくてき じっし ちいき じつじょう ふ た ぶん かきょうせい
17 第4条 市長は、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域の実情を踏まえた多文化共生
18 推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

だい じょう しちょう すいしんけいかく さだ あ ひろ し じん いけん はんえい そち こう
19 2 市長は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ広く市民の意見を反映することができるよう措置を講
20 じるものとする。

だい じょう しちょう すいしんけいかく さだ こうひょう
21 3 市長は、推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

こうほうかつどうおよ ちょうさけんきゅう
22 (広報活動及び調査研究)

だい じょう し た ぶん かきょうせい すいしん かん し じん りかい ふか ひつよう こうほうかつどう おこな
23 第5条 市は、多文化共生の推進に関する市民の理解を深めるために必要な広報活動を行うとともに、
24 多文化共生施策に資するために必要な調査研究を行うものとする。

た
25 (その他)

だい じょう じょうれい さだ た ぶん かきょうせいしゃかい すいしん かん ひつよう じこう べつ さだ
26 第6条 この条例に定めるもののほか、多文化共生社会の推進に関し必要な事項は、別に定める。

ふ せく
27 付 則

だい じょう じょうれい こうふ ひ しこう
28 この条例は、公布の日から施行する。

こなん し た ぶん かきょうせいすいしん さくていいいんかいりうえいきそく
(4) 湖南省多文化共生推進プラン策定委員会運営規則

こなん し た ぶん かきょうせいすいしん さくていいいんかいりうえいきそく
湖南省多文化共生推進プラン策定委員会運営規則

へいせい ねん がつ にち
平成25年3月28日
きそくだい ごう
規則第10号

しゅし
(趣旨)

だい じょう きそく こなん し ふぞくきかんせつちじょうれい へいせい ねんこなん し じょうれいだい ごう い か じょうれい だい
第1条 この規則は、湖南省付属機関設置条例（平成25年湖南省条例第8号。以下「条例」という。）第4
じょう きてい もと こなん し た ぶん かきょうせいすいしん さくていいいんかい い か いいんかい そしき うんえい た
条の規定に基づき、湖南省多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他
ひつよう じこう さだ
必要な事項について定める。

しよしょうじむ
(所掌事務)

だい じょう いいんかい しちょう しもん おう じょうれいだい じょうだい こう きてい いいんかい たんにん じむ きょうぎ
第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務について協議し、
いけん の また じよげん おこな
意見を述べ、又は助言を行うものとする。

じょうれいだい じょうだい こう きてい いいんかい たんにん じむ さいもく つぎ かか
2 条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- た ぶん かきょうせいすいしんしさく かん きほんてき かんが かつ かん きょうぎ
(1) 多文化共生推進施策に関する基本的な考え方に関する協議
- かくぎょうせいぶんや た ぶん かきょうせいすいしんしさく かつ かん きょうぎ
(2) 各行政分野における多文化共生推進施策のあり方に関する協議
- ぜん ごう かか ぜんじょう きてい もくてき ひつよう じこう
(3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的のために必要な事項

いいん
(委員)

だい じょう いいん つぎ かか もの しちょう いしよく
第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- がくしきけいけんしゃ
(1) 学識経験者
- かくしゅだんたい かんけいしゃ
(2) 各種団体の関係者
- しみん だいひよう
(3) 市民の代表
- た しちょう ひつよう みと もの
(4) その他市長が必要と認める者

いいん にんき ねん ほけつ いいん にんき ぜんにんしゃ ざんにんき かん
2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

いいん さいにん さまた
3 委員は、再任を妨げない。

いいんちようおよ ふくいんちよう
(委員長及び副委員長)

だい じょう いいんかい いいんちようおよ ふくいんちよう お
第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

いいんちようおよ ふくいんちよう いいん ごせん さだ
2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

いいんちよう かいむ そうり いいんかい だいひよう
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

ふくいんちよう いいんちよう ほ さ いいんちよう じ こ しよむ だいり
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう いいんかい かいぎ いいんちよう しょうしゅう
第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

いいんちよう いいんかい かいぎ ぎちよう
2 委員長は、委員会の会議の議長とする。

いいんかい いいん はんすういじょう しゅつせき かいぎ ひら
3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

かいぎ ぎ じ しゅつせき いいん かはんすう けつ か ひどうすう ぎちよう けつ
4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

しよむ
(庶務)

だい じょう いいんかい しよむ た ぶん かきょうせいすいしん かん じむ しよかん か しより
第6条 委員会の庶務は、多文化共生推進に関する事務を所管する課において処理する。

いにん
(委任)

1 第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 付 則

3 (施行期日)

4 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

5 (会議の招集の特例)

6 2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項本文の

7 規定にかかわらず、市長が招集する。

8

1 (5) 外国人への情報提供に係る多言語化等の方針

2
3
4 平成22年(2010年)5月26日
5 多文化共生社会推進本部

6
7 外国人への情報提供に係る多言語化等の方針

8
9 1 目的

10 湖南省が行う外国人向けの情報提供や情報発信について多言語化等(わかりやすい日本語や
11 ピクトグラムなど、多言語化の他に外国人にわかりやすい情報提供の手法を含む。)の原則を
12 示した上で、積極的な取組みに努めることにより、外国人が暮らしやすい社会づくりを推進す
13 る。

14
15 2 対象

16 対象は、市のすべての部局(所管課等)が行う情報提供及び情報発信の内、情報の受け取り手に
17 日本語がわからない外国人を相当数含むものとし、特に以下の情報を優先度が高いものとし
18 て取り扱う。

- 19 ①緊急時の対応、生命・財産に影響が大きい情報
20 ②保険又は税金等の権利及び義務に関する情報
21 ③医療及び保健に関する情報
22 ④子育て及び教育に関する情報
23 ⑤日常生活に密接な情報、生活マナー、相談等に関する情報
24 ⑥外国人の多数が在住又は活動する地域におけるイベント及び地理・交通上の情報

25
26 3 原則として対応する言語

27 外国人一般に対し広く情報提供を行う必要がある場合は、以下の(1)によるものとする。なお、国籍や
28 地域、年齢層などで特定した外国人に対し情報の提供を行う場合は、その実態に応じ対応するものとする。

29 (1) 外国人市民向けの対応言語

30 湖南省在住の外国人に多く理解される、以下の4言語とする。

- 31 ①ポルトガル語
32 ②スペイン語
33 ③中国語
34 ④英語

35 (2) 例外

- 36 ①予算やスペースの制限等により、上記(1)で示す言語の全てに対応ができない場合は、それぞれの記載順
37 (①～④)に優先するなどの対応を行なうものとする。
38 ②上記以外の言語においても、各部局(所管課等)において、提供する情報の重要性、及び経済性などの観点

1 から多言語化の必要性があると判断できる言語については、柔軟かつ積極的に対応するものとする。

2

3 4 運用方針

4 (1) 予算措置

5 ①新規及び従前より各部局(所管課等)にて予算措置していた多言語対応は、原則各部局にて予算措置を行う。

6

7 (2) 翻訳の方法

8 以下の方法を、その特性を認識し、提供する情報の内容を勘案した上で選択又は組み合わせる。

9 ①全文又は一部の翻訳の選択

ほう ほう 方法	とく せい 特性
ぶんしょぜんぶん ほんやく 文書全文の翻訳	げんそくてき いっぱんてき ほんやく ・原則的、一般的な翻訳。 せいかくせい たか ・正確性が高い。
いちぶ ほんやく 一部の翻訳	かぎ しめん ほんやく りよう ・限られた紙面での翻訳に利用。

10 ②日本語・外国語の併記又は外国語単独記載の選択

ほう ほう 方法	とく せい 特性
にほんご がいこくご 日本語・外国語の併記	にほんじんおよ がいこくじん くべつ くべつ じょうほう ばっしん さい ・日本人及び外国人の区別なく(区別できない)情報を発信する際に利用。 にほんじん きさいないよう といあ じ たいおう べんり ・日本人にも記載内容がわかるため、問い合わせ時の対応に便利。また、ちいき きんりん にほんじん かくにん 地域でも近隣の日本人に確認することができる。 ひつよう おお ・必要なスペースが大きくなる。
がいこくごたんどく 外国語単独	がいこくじん とくてい じょうほうていきょう かのう ばあい りよう ・外国人を特定して情報提供が可能な場合に利用。

11 ③外国語が存在しない単語の取り扱い

12 地名などの固有名詞は、ヘボン式ローマ字で表記する。

13 ④ネイティブチェック(当該言語を母語とする人によるチェック)

14 多言語化への対応は、原則としてネイティブチェックを行うものとする。特に正確性が要求される情報に
15 ついては、必ず実施する。

16 ⑤経費の節減

17 翻訳の依頼に際しては、過去に翻訳された類似のデータを活用するなど経費の節減(翻訳者の負担軽減を含む)
18 に努めるものとする。

19 ⑥多言語化等を行った情報の提供方法

20 緊急性及び費用、効果等を勘案し、文書(紙媒体)、インターネット、映像、音声等のいずれか、または複合
21 により対応する。

22

23

24

25

25 (3) その他

26 ①わかりやすい日本語

- 1 一定の必要性があるにもかかわらず、予算やスペース等の制限により翻訳版を作成できない場合、あるいは
 2 少数言語の外国人への配慮として、わかりやすい日本語による情報提供に努めるものとする。
 3 <参考>平易な表現を用いることその他、以下の方法などがある。

ほう ほう 方 法	とく せい 特 性
ひらがなルビの付記	ひかくてきようい たいおう ・比較的容易に対応できる。一般的
わかち書き	にほんご ぶんしょう ・日本語の文章において文節（又は単語）の区切りに空白を はさき 挟んで記述することで、単語の区切りをわかりやすくする。 じしょ ひ さい べんり ・辞書を引く際にも便利。 れい にほんご ぶんしょう （例）：日本語の文章において文節の区切りに 空白を挟んで記述すること。

- 4
 5 ②ピクトグラム（図記号）
 6 図で表現することで、言語に制約されずに内容の伝達を視覚的に行うことができるため、伝えたい内容に
 7 より利用を検討する。（主に看板等）

9 5 役割分担

10 (1) 各部局（所管課等）

- 11 ①所管事業の情報提供等に関する多言語化の実施責任者として、本方針の主旨を理解し、外国人の視点に
 12 立った積極的な取組みに努める。
 13 ②所管する外郭団体他、関係機関、市民団体等に対し、本方針の主旨が理解され取組まれるよう努める。

15 (2) 人権擁護課

- 16 ①各部局（所管課等）からの依頼に応じ、翻訳及び多言語化に係る相談・助言等を行う。
 17 ②各部局（所管課等）の多言語化に関する取組みに対し、翻訳及び統一かつ効果的な取組みのために必要な
 18 情報の提供、相談・助言等の支援を行うとともに、全庁的な多言語化の総括を行う。
 19 ③適宜、外国人に関する情報を収集するとともに本方針への影響を検証し、関係部局と調整の上、必要
 20 に応じて本方針を更新する。

1 (6) プラン^{さくてい けいか}策定の経過

2

3

^{さくてい けいか}
プラン策定の経過

4

5 令和3年度(2021年度)

7月 8日	第3次湖南省市多文化共生推進プラン 第1回策定委員会
9月 21日	第3次湖南省市多文化共生推進プラン 第2回策定委員会
10月 27日	第3次湖南省市多文化共生推進プラン 第3回策定委員会
11月 15日	多文化共生推進社会推進本部において報告
11月 日	人権擁護審議会において報告
11月 30日	市議会全員協議会において経過説明
12月 13日	パブリックコメント募集(～令和4年(2022年)1月12日)
2月 日	第3次湖南省市多文化共生推進プラン 第4回策定委員会
2月 日	市議会全員協議会において報告

6

7

1 (用語解説) 50 音順 ※このプランでは次の意味で使用しています。

言語	説明
外国人市民	外国籍を有する市民、または日本国籍保持者で外国にルーツをもち本市に生活拠点を有する人。 ※「第2章 外国人市民の概況」での各種統計には日本国籍で外国にルーツをもつ市民は含まれない。また、市民より広い概念で外国籍を有する人を指す場合は「外国人住民」と標記。国や他団体が使用している名称等の場合、標記の変更をせずに「外国人」と標記。
アイデンティティ	人が自分らしく生きるための社会的、文化的、民族的な要素や背景、よりどころ。
ITとICT	ほぼ同じ意味の言葉ですが、具体的には使い分けされており、ITはハードウェアやソフトウェア、インフラなどコンピュータ関連の技術そのものを指す用語。英語の「Information Technology」(情報技術)の略。 ICTは情報を伝達することを重視し、医療や教育などにおける技術の活用方法やその方法論を指す。英語の「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略
アプリ	特定の目的をもって作られた専用のソフトウェアのこと。アプリケーションソフトウェアの略。
NPO	営利を目的とせず、政府からも自立して、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。英語の Non-profit organization の略。
外国にルーツを持つ子ども	「国籍にかかわらず父・母の両方、またはそのどちらかが外国出身者などの子ども」をさすが、このプランでは、国籍にかかわらず、異なる文化背景を持つことにより、日本語指導やサポートが必要な子どもを含む。
キーパーソン	多文化共生の地域づくりを進める際に様々な場面で求められる人材や能力・資質を持った人。語学力やコミュニケーション能力、異文化に対する理解力などをもち、グローバル化する社会で求められる人材。
グローバル化	経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。
ジェンダー	女らしさ、男らしさなど、生物学的な性差ではなく社会的・文化的につくりあげられた性差や性的な役割。
市民	湖南市内で活動する人あるいは働く・勉強する人。
住民	湖南市内に住民票のある人。
多言語	二つ以上の言語が並存すること。各国の公用語のほか、「やさしい日本語」を含む。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重し、地域の一員として共に生きていくことができる社会のこと。
ダイバーシティ	英語の「diversity」、多様性のこと
包摂性	年齢やジェンダー、国籍等に関係なくすべての人へ向けたアクションをすることが求められ、すべての人に意識を向ける姿勢。近年重視される価値観。
日系(人)	かつて海外へ移民をした日本人の子孫。1990年の出入国管理及び難民認定法の改正により、

	来日する日系人が増加した。
母語	幼児期に家庭内で使用されるなど自然に習得する言語。 「母国語」は、出身国で公用語として使われる言語をさす場合が多い。
やさしい日本語	外国人市民のために考案された、ルールに沿って行うコミュニケーションツールのこと。会話では熟語を避け、です・ます形を用いり、文章の場合は文節や単語で区切る・漢字にふりがなを振るなど活用する。主に災害時に有用な言語とされているが、湖南省では多文化共生推進のため、広報や行政窓口での活用を推進している。
ICT	英語の「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術のこと。
複合災害	感染症及び自然災害を区別した総称。

1

2

1
2
3
4

第3次湖南省多文化共生推進プラン策定委員名簿
 (任期：令和3年(2021年)6月1日～令和4年(2022年)5月31日)

役職	氏名	所属団体など
委員長	阿部 一郎	一般財団法人自治体国際化協会
副委員長	船越 鈴代	湖南省ボランティア連絡協議会
委員 (五十音順)	青木 義道	湖南省教育委員会事務局
	上森 秀夫	インフィニティ株式会社
	甲斐 正信	湖南省人権まちづくり会議
	中野 龍馬	今プラス
	長谷 平官	湖南省国際協会

(敬称略)

5
6
7
8

こ ね ん し し み けんしやう
湖南省市民憲章

わたしたちは、悠久の野洲川の流に浴った美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

一、美しい水と緑を大切に、自然と調和したまちをつくりま。

一、たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくりま。

一、子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、だれもが安心して暮らせるまちをつくりま。

一、ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくりま。

一、社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくりま。

へいせいじゅうななねんじゅういちがつにじゅうにおせいてい
 平成十七年十一月二十日制定

25

こなんしたぶんかきょうせいすいしん
湖南省多文化共生推進プラン **With KONAN Plan III**

はっこうねんげつ
発行年月: **令和4年(2022年)3月**

はっこう
発行: **湖南省**

へんしゅう
編集: **総務部市民生活局人権擁護課**

にしちやうしゃ
西庁舎 〒520-3195 **滋賀県湖南省石部中央一丁目1番1号**

TEL : 0748-77-8512 FAX : 0748-77-4101

e-mail : jinken@city.shiga-konan.lg.jp